



平成 30 年 1 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースホールディングス
代表者名 代表取締役社長 廣岡 哲也
(コード番号：3284 東証第1部)
問合せ先 グループ戦略室長 北川 智哉
電話番号 03 - 3287 - 0713

一部コミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 1 月 19 日開催の取締役会において、以下のとおり、一部コミットメント型ライツ・オファリング（以下「本ライツ・オファリング」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本ライツ・オファリングの特徴は以下のとおりです（用語の定義及び詳細については本文をご参照ください。）。

- ・平成 30 年 2 月 1 日に、当社以外の全ての株主に対し、その有する当社普通株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。
- ・一般投資家権利行使期間（平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 3 月 15 日まで）における行使代金（本新株予約権の行使に際して本新株予約権者が支払うべき金額）は、本新株予約権 1 個（当社普通株式 1 株）当たり 500 円です。
- ・本新株予約権は東京証券取引所において上場される予定であり、市場取引等により売買することが可能です。
- ・一般投資家権利行使期間において行使されなかった本新株予約権は、当社が、平成 30 年 3 月 19 日に、1 円又は 0 円で取得します。
- ・当社は、平成 30 年 3 月 20 日、コミットメント契約に基づき、原則として、発行新株予約権総数 27,798,675 個の 20%に相当する 5,559,735 個を上限として、当社が取得した本新株予約権を、引受会社に譲渡し、引受会社は、引受会社権利行使期間（平成 30 年 3 月 20 日から平成 30 年 3 月 22 日まで）において、当該本新株予約権の全てを行使します。引受会社による行使代金は、本新株予約権 1 個（当社普通株式 1 株）当たり 500 円ですが、引受会社権利行使期間における行使代金は、平成 30 年 3 月 19 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 555 円を下回る場合には、平成 30 年 3 月 20 日以降、当該終値の 90%に相当する金額に修正されます。本ライツ・オファリングのスキームの詳細については、下記「3.（2）本資金調達方法を選択した理由」をご参照ください。
- ・本ライツ・オファリングに関しては、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 304 条第 1 項第 2 号に基づき、東京証券取引所の取引参加者である引受会社による増資の合理性に係る審査を実施いたしました。審査結果の概要については下記「9. 増資の合理性に係る評価手続きの内容」をご参照く

ださい。

記

1. 本ライツ・オフリングの概要

(1) 無償割当ての方法

平成 30 年 1 月 31 日を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式 1 株につき 1 個の割合で、株式会社フージャースホールディングス第 2 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を会社法第 277 条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

(2) 新株予約権の内容等

(1)	株主確定日	平成 30 年 1 月 31 日
(2)	割当日	平成 30 年 2 月 1 日
(3)	割当てを受ける株主の有する株式の種類及び割り当てられる新株予約権の数	会社法第 277 条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、平成 30 年 1 月 31 日（以下「株主確定日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てます（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）。本件は、一部コミットメント型ライツ・オフリング（下記「3. (2) ② 資金調達の規模と確実性」に定義します。以下同じです。）であり、当社は、ドイツ証券株式会社（以下「引受会社」ということがあります。）との間で、一定期間内に行使されなかった本新株予約権を、一部（発行新株予約権総数 27,798,675 個の 20% に相当する 5,559,735 個）を上限として、引受会社が引き受けた上でそれらを行使することを定めた平成 30 年 1 月 19 日付株式会社フージャースホールディングス第 2 回新株予約権行使のコミットメント契約証書（以下「コミットメント契約」といいます。）を締結しています。
(4)	本新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式 1 株とします。
(5)	発行新株予約権総数及び割当てによる潜在株式総数	発行新株予約権総数は 27,798,675 個とします。 ※株主確定日における当社普通株式の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数です。上記の数は、平成 30 年 1 月 18 日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込みの数であり、外国居住株主に対する発行数を含んでいます。 割当てによる潜在株式総数は、発行新株予約権総数に係る上記見込みの数を前提とした場合、27,798,675 株となり

		<p>ます。</p> <p>※本新株予約権無償割当てによる潜在株式を除いた、平成30年1月18日現在における潜在株式数は3,135,500株です。</p>
(6)	本新株予約権の行使代金及び行使代金の修正条件	<p>一般投資家権利行使期間（下記（8）「本新株予約権の権利行使期間」に定義します。）における行使代金（本新株予約権の行使に際して本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」といいます。）が支払うべき金額）は本新株予約権1個当たり500円とします。</p> <p>但し、引受会社権利行使期間（下記（8）「本新株予約権の権利行使期間」に定義します。）における行使代金は、平成30年3月19日（但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値が555円を下回る場合には、平成30年3月20日以降、当該終値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。）に修正されます。</p>
(7)	本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額及び当該価額の修正条件	<p>各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「出資価額」といいます。）は、本新株予約権1個当たり485円とします。</p> <p>但し、上記（6）「本新株予約権の行使代金及び行使代金の修正条件」のとおり、行使代金の修正がされた場合には、出資価額は、行使代金に0.97を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てます。）に修正されます。</p>
(8)	本新株予約権の権利行使期間	<p>① コミットメント契約に基づき権利行使する場合の引受会社を除く本新株予約権者（以下「一般投資家」といいます。）が権利行使することができる期間（以下「一般投資家権利行使期間」といいます。）</p> <p>平成30年2月1日から平成30年3月15日まで</p> <p>② 引受会社がコミットメント契約に基づき権利行使することができる期間（以下「引受会社権利行使期間」といいます。）</p> <p>平成30年3月20日から平成30年3月22日まで</p> <p>※会社法に基づいて新株予約権の内容として定める本新株予約権の行使期間は、一般投資家権利行使期間及び引受会社権利行使期間を併せた期間とします。</p> <p>本件は、一部コミットメント型ライツ・オフリングであり、下記「取得事由」に記載のとおり、当社は、平成30年3月19日に、同日において残存する本新株予約権の全部を取得します。従って、一般投資家が本新株予約</p>

		<p>権を行使する場合には、平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 3 月 15 日までの期間に本新株予約権の行使請求を行う必要があります。そして、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、一般投資家が本新株予約権を行使するためには、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、出資価額の払込みが確認されていることが必要となりますが、株式会社証券保管振替機構（以下「振替機関」といいます。）が公表している標準処理日程によれば、一般投資家権利行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った場合には、一般投資家権利行使期間の期間内に本新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が行使請求受付場所に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、一般投資家が一般投資家権利行使期間の期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成 30 年 3 月 14 日の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いに係る手続が完了していることが必要になります。</p> <p>※但し、一般投資家からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため、必ず各一般投資家ご自身で、各口座管理機関にご確認いただく必要があります。</p>
(9)	行 使 条 件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
(10)	取 得 事 由	<p>当社は、平成 30 年 3 月 19 日に、交付財産（以下に定義します。）と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を取得するものとします（以下、取得した本新株予約権の総数を「取得本新株予約権数」といいます。）。「交付財産」は、本新株予約権 1 個当たり 1 円としますが、平成 30 年 3 月 16 日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP 価格」といいます。）（同日に VWAP 価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日の VWAP 価格）から行使代金である 500 円を差し引いた金額が負の数値である場合は、0 円とします。</p>
(11)	行 使 請 求 の 方 法	①本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管

		<p>理機関をいいます。以下同じです。) に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び行使代金の支払いを行います。行使代金は、本新株予約権 1 個当たり 500 円 (但し、平成 30 年 3 月 19 日 (但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。) の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 555 円を下回る場合には、平成 30 年 3 月 20 日以降、当該終値の 90% に相当する金額 (円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切上げます。) に修正されます。) とし、そのうち出資価額 (本新株予約権 1 個当たり 485 円。但し、行使代金の修正がされた場合には、行使代金に 0.97 を乗じた金額 (円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てます。) に修正されます。) が本新株予約権の行使に際しての払込みに充当されるものとします。なお、行使代金と出資価額の差額が手数料として引受会社に対して支払われるものとします。</p> <p>②直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。</p> <p>③本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。</p>
(12)	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとします。
(13)	そ の 他	<p>①当社は、本新株予約権の行使を受けた場合、その目的たる当社普通株式を新規に発行した上で交付します (自己株式による交付は予定していません。)</p> <p>②株主又は投資家の皆様におかれましては、本書及び平成 30 年 1 月 19 日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書 (その後の訂正を含みます。)(URL : http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/) を熟読した上で、株主又は投資家自身の責任において投資判断を行ってください。</p> <p>③各項目に定めるものの他、本新株予約権の発行に関し、必要な事項の決定は代表取締役社長に一任します。</p>

2. 日程

日程	内容
平成 30 年 1 月 19 日 (金)	取締役会決議 有価証券届出書提出 コミットメント契約締結
平成 30 年 1 月 22 日 (月)	本新株予約権無償割当ての総株主通知請求 (予定)
平成 30 年 1 月 27 日 (土)	有価証券届出書による届出の効力発生日 (予定)
平成 30 年 1 月 31 日 (水)	株主確定日 (予定) ※本新株予約権の割当対象となる株主の確定日
平成 30 年 2 月 1 日 (木)	本新株予約権無償割当ての効力発生日 (予定) 本新株予約権上場日 (予定) (東京証券取引所より後日発表) 一般投資家権利行使期間の初日 (予定)
平成 30 年 2 月 19 日 (月) 目処	本新株予約権の株主割当通知書の送付日 (予定)
平成 30 年 3 月 8 日 (木)	本新株予約権の市場での売買最終日 (予定) ※売買注文の受付最終日は、取引先の証券会社ごとに異なる場合があります。
平成 30 年 3 月 9 日 (金)	本新株予約権上場廃止日 (予定) (東京証券取引所より後日発表)
平成 30 年 3 月 15 日 (木)	一般投資家権利行使期間の最終日 (予定) ※一般投資家が一般投資家権利行使期間の期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成 30 年 3 月 14 日の営業時間中に、口座管理機関 (機構加入者) に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いに係る手続きが完了していることが必要になります。但し、一般投資家からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合がありますため、必ず各一般投資家ご自身で、各口座管理機関にご確認いただく必要があります。
平成 30 年 3 月 19 日 (月)	当社による残存する本新株予約権全部の取得日 (予定)
平成 30 年 3 月 20 日 (火)	当社が取得した本新株予約権のうち 5,559,735 個 (但し、取得本新株予約権数が 5,559,735 個以下の場合には、取得本新株予約権数とします。) の引受会社への譲渡日 (予定)
平成 30 年 3 月 20 日 (火) から 平成 30 年 3 月 22 日 (木) まで	引受会社権利行使期間 (予定)

3. 本ライツ・オファリングの目的及び理由

(1) 資金調達目的

当社及び当社の連結子会社 (以下「当社グループ」といいます。) は、不動産開発事業、CCRC 事業 (注)、戸建・アパート事業、不動産投資事業及び不動産関連サービス事業の 5 つの主力事業を通じて、全ての人の欲しかった暮らしを叶える企業グループを目指してまいります。

(注) CCRC 事業とは、Continuing Care Retirement Community (高齢者が健康時から介護時まで、移転することなく継続的なケアが保証されるコミュニティ) に関する事業を意味します。

当社グループが事業を展開するこれらの事業分野では、高齢者の増加・核家族化の進行、地方におけるコンパクトシティ化推進、訪日観光客数の増加によるインバウンド需要の増大、中古住宅ストック

クの再生・流通市場の拡大という昨今の社会情勢の影響を受けることが見込まれます。当社は、このような事業環境においては、お客様のニーズに機動的に対応できる組織体制の構築が重要であると認識しており、各事業会社の専門性を高め、より質の高い商品をお客様に提供することでグループ全体の企業価値を向上させることを目標としております。

当社が平成 28 年 5 月に策定した中期経営計画においては、①事業エリアの拡大、②顧客ターゲットの拡大及び③事業範囲の拡大を、当社グループの事業戦略として位置づけております。具体的には、「①事業エリアの拡大」としては、これまで当社グループが事業を展開していた首都圏や大都市圏のみならず、地方を含めた全国に事業エリアを拡大することを目指しております。また、「②顧客ターゲットの拡大」としては、シニア層や富裕層向けの事業を展開することが考えられます。「③事業範囲の拡大」としては、生活関連サービスやストックビジネスへの進出、展開が考えられます。

これらの事業戦略の具体的な展開として、当社グループは、(i)CCRC 事業においてヘルスケア・リートを将来的に組成し上場させることを模索しております。また、(ii)その他事業においてエネルギー事業への投資を通じてストックビジネスを強化することで、事業範囲の拡大を図ることを目指しております。

(i)の CCRC 事業におけるヘルスケア・リートを組成し上場させることにつきましては、当社グループは、上記で述べた経営方針である「①事業エリアの拡大」として、地方を含めた全国においてマンション等を展開すること、「②顧客ターゲットの拡大」としてシニア層及び富裕層向けのマンション等を展開することを検討しておりますところ、近隣にヘルスケア施設がない場合や、交通手段が十分に整備されていない場合もあるため、当社グループが販売・管理するマンション等の近隣にヘルスケア施設を設置することができれば、ファミリー層に加えてアクティブシニア層の需要喚起にもつながり、他物件より優位性が働き、相対的にマンション等の需要・価値を高めることができると考えております。当社グループはこれまでもスポーツ・センターの運営管理を行っており、その知見を活かして病院や介護施設その他のヘルスケア施設についても、建設・運営・管理等を行っていく予定です。他方で、当社グループの貸借対照表に計上される資産及び負債に与える影響等も踏まえ、資本効率及び資産効率の向上の観点から、当社グループ本体による保有ではなく、現時点では投資法人(リート)による保有を検討しております。そこで、当社グループは、ヘルスケア・リートを組成し上場させるとともに、かつ、当社グループにおいてヘルスケア施設に係る物件を建設又は取得し、借主の販管費の削減やリハビリスペースの新設等を行い収益を向上させ、賃貸収入を高めた後、当該ヘルスケア・リートに売却し、売却による利益を得るとともに、当社グループにおいて設立する資産運用会社が当該ヘルスケア施設に係る物件の資産管理を受託し、運用報酬を得ること等により、当社グループの収益の安定性を向上することを意図しております。同時に、上記のとおり、そのようなヘルスケア施設が隣接する場所にあることで、当社グループの販売又は保有するマンション等の需要・価値を高めることができると考えております。

また、(ii)のその他事業においてエネルギー事業への投資を通じてストックビジネスを強化することにつきましては、当社は、まずは発電・売電事業に係る投資を特に強化することで、上記事業戦略の「③事業範囲の拡大」を目指すことを考えております。具体的には、当社グループは、同事業において、メガソーラー発電設備又はバイオマス発電設備を取得又は新設し、投資家に売却することにより、当該設備の売却益を得ることを検討しており、このような売却益の計上を通じて、当社グループの経営成績に貢献するものと考えております。このように、当社グループはメガソーラー発電事業に係る投資を更に強化するとともに、新たにバイオマス発電事業分野への参入を行うことで、発電事業

に係る投資を強化することを検討しております。本ライツ・オファリングは、これらの事業投資のための資金を調達するものであり、本ライツ・オファリングを実行することにより当社グループの今後の成長に向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大に寄与するものと考えております。なお、当社グループの中期経営計画では、2021年3月期の連結業績目標を設定しておりますが、同目標数値は、上記のCCRC事業及びエネルギー事業の各施策の実行を前提としておらず、仮にこれらの施策が遅延又は中止された場合にも、同目標数値を達成できる見込みです。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、本ライツ・オファリングを実施するに際して、①既存の株主様の利益保護及び②資金調達の規模と確実性を並立させるべく、公募増資等の様々な資金調達の手法を検討いたしました。その結果、以下の理由から、エクイティ・ファイナンスのうち、上記2点を充足すると考えられる資金調達手法として一部コミットメント型ライツ・オファリング（以下に定義します。）の方法を選択することといたしました。なお、当社グループは、不動産物件の取得に際して、金融機関より当該取得不動産を担保とした借入を行っており、今後も行う予定です。しかしながら、当社グループの現時点における財政状態、今後の事業展開に係る投資の性質とそれに要する資金等を勘案し、エクイティ・ファイナンスが金融機関からの借入れよりも適切であると判断いたしました。

① 既存の株主様の利益保護

当社は、本ライツ・オファリングを検討するにあたり、まず、既存の株主様の利益の保護の観点から資金調達手法と発行形態に関して慎重に検討を重ねてまいりました。

この点、本件の調達金額相当額を公募増資又は第三者割当による株式又は新株予約権等（以下「株式等」といいます。）の発行により一度に調達する場合には株式の希薄化が不可避免的に生じることとなりますが、既存の株主様は公募増資又は第三者割当による希薄化の影響を回避又は軽減する手段を有しないこととなり、かかる株主様に経済的不利益を与えるおそれがあると考えられます。さらに、調達金額相当額を株式等の第三者割当増資により調達する場合は、かかる既存の株主様への希薄化の影響に加え、当社の取締役会が決定する特定の者に相当数の株式等が割り当てられることにより当社の支配権に影響を及ぼす株主が出現し得ることとなります。

一方、ライツ・オファリングでは、一定の日における当社以外の全ての株主に対し、その保有する当社普通株式の数に応じて本新株予約権を無償で割り当てるため、増資後も持分割合の維持を希望する既存の株主様は、割り当てられた本新株予約権を行使し、行使代金として必要な金銭を払い込むことによって当社普通株式を取得することにより希薄化の影響を回避することができます。同時に、発行された本新株予約権が東京証券取引所において上場される予定であるため、既存の株主様が本新株予約権の行使を望まない場合には、本新株予約権を市場取引等により売却することも可能です。なお、当社は、平成30年3月19日に、交付財産（本新株予約権1個当たり1円としますが、平成30年3月16日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」といいます。）（同日にVWAP価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日のVWAP価格）から行使代金である500円を差し引いた金額が負の数値である場合は、0円とします。）と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を取得します。既存の株主様は、本新株予約権を当社が取得する前に、本新株予約権の行使又は売却を行うことにより、1株当たりの経済的価値の希薄化による経済的不利益の全部又は一部を軽減することが期待できます。

これら既存の株主様の利益保護の観点から、当社は、今回の資金調達的手法としてライツ・オフアリングを選択することといたしました。

② 資金調達の規模と確実性

ライツ・オフアリングには、発行会社が特定の証券会社との間で、一定期間内に行使されなかった新株予約権について、特定の証券会社が引き受けた上でそれらを行行使することを定めたコミットメント契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、そのようなコミットメント契約を特定の証券会社との間で締結せず、行使されなかった新株予約権は消滅するスキームであるノンコミットメント型ライツ・オフアリングが存在します。

ノンコミットメント型ライツ・オフアリングでは証券会社による引受けが存在しないため、発行費用を抑えつつ発行会社の意向で柔軟な資金調達を行うことが可能であるものの、株主又は投資家が新株予約権の行使を行わない場合にはその分資金調達額が減少するため、資金調達の確実性に弱みがあります。

他方、コミットメント型ライツ・オフアリングを採用した場合には、既存株主又は新株予約権を取得した投資家が新株予約権の行使を行わない場合にも、原則として証券会社が未行使の新株予約権の全部又は一部の取得及び行使を行うため、発行会社としては、当初予定していた資金調達額を調達できる確実性が高いこととなります。

さらに、コミットメント型ライツ・オフアリングの種類としては、一定期間内に株主又は新株予約権を取得した投資者に行使されなかった新株予約権について、その全てを特定の証券会社が引き受けた上でそれらを行行使することを定めたコミットメント契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリング（以下「全部コミットメント型ライツ・オフアリング」ということがあります。）と、一定期間内に株主又は新株予約権を取得した投資者に行使されなかった本新株予約権について、その一部を上限として特定の証券会社が引き受けた上でそれらを行行使することを定めたコミットメント契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリング（以下「一部コミットメント型ライツ・オフアリング」ということがあります。）が考えられます。この点、全部コミットメント型ライツ・オフアリングによる場合、一部コミットメント型ライツ・オフアリングに比べて相対的に資金調達の確実性は高いものとなりますが、未行使の新株予約権全部の行使を義務付けられる証券会社の引受けリスクが大きいと、コミットメントを引き受ける証券会社を見つけることが困難になる可能性があること及びコミットメントを引き受ける証券会社がいるとしてもかかるリスクに見合った多額の引受手数料（いわゆるスプレッド方式（発行会社が引受手数料を引受証券会社に別途支払う代わりに、投資者が引受証券会社に支払う金額と引受証券会社が発行会社に支払う金額に引受手数料相当の差額を設けることで引受けに係る報酬を支払う方式）における差額を含みます。以下同じです。）の支払いが必要となることが予想されます。一方、我が国における過去のライツ・オフアリングの事例における行使率はほぼすべての事例において80%以上であり、発行会社の株式の流動性や新株予約権の発行条件、資金使途等によっては、新株予約権の大半が一般投資家によって行使される結果一部コミットメント型ライツ・オフアリングであっても予定する調達金額全額が調達される可能性が高いと見込まれる場合もあるといえます。そのような場合において、全部コミットメント型ライツ・オフアリングは一部コミットメント型ライツ・オフアリングに比べて証券会社の引受けリスクが相対的に高く、かかるリスクに見合った多額の引受手数料の支払いが必要となりうることも鑑みると、全部コミットメント型ライツ・オフアリングは資金調達コストの観点からは必ずしも最適ではないこととなります。

本件では、当社グループの資金調達額及びその用途、我が国における過去のライツ・オフリングの事例における行使率の結果、当社の株式の流動性等を踏まえれば、本ライツ・オフリングにおける行使代金を500円（本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成30年1月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準とした場合のディスカウント率は59.8%）とし、また当社が本新株予約権を取得する際の交付財産を1円又は0円とすることで、一般投資家による本新株予約権の行使率を相当程度高めることができると考えられます。その上で、一般投資家によって行使されなかった本新株予約権について、当社が取得条項に基づき取得した上で、そのうち5,559,735個（発行新株予約権総数27,798,675個の20%に相当する数であり、以下「コミットメント上限数」といいます。）（但し、取得本新株予約権数が5,559,735個以下の場合には、取得本新株予約権数とします。）について、コミットメント契約に基づき、原則として引受会社に譲渡し、引受会社は、当社から譲渡を受けた本新株予約権の全てを行使することを合意することで、資金調達コストを適切な水準に抑えつつ、当社が予定している資金調達額全額の調達の蓋然性を相当程度高めることができると判断し、一部コミットメント型ライツ・オフリングによる資金調達方法を選択いたしました。

③ 行使価額修正条項

なお、本新株予約権には、行使代金の修正条項が付されており、引受会社権利行使期間における行使代金は、平成30年3月19日（但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が555円を下回る場合には、平成30年3月20日以降、当該終値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。）に修正されます。また、かかる修正条項には、下限行使代金の設定はありません。そのため、仮に引受会社による本新株予約権の取得までに当社普通株式の市場価格が著しく下落した場合には、引受会社による本新株予約権の行使代金が低く修正されることとなり、そのような低い行使代金で引受会社による権利行使が行われることにより、①既存株主様は希薄化の影響を受け、また、②実際の資金調達額が当初の予定よりも低くなる可能性があります。

しかしながら、①引受会社による権利行使が行われる本新株予約権の数は発行新株予約権総数27,798,675個の20%に相当する5,559,735個が上限であって、それを超えて上記のような低い行使代金での権利行使が行われるものではなく、希薄化について一定の歯止めがかけられております。また、②そのような場合であっても、上記で述べた事業投資のための資金調達を行うことで、当社グループの今後の成長に向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大に寄与するものと考えております。さらに、行使代金の修正条項を付すことにより、本ライツ・オフリングに係る引受手数料を相対的に低い金額とすることができます。

以上より、本新株予約権に行使代金の修正条項を付していることは妥当であるものと考えております。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達資金の額（差引手取概算額）

本ライツ・オフアリングによる調達金額は、本新株予約権の行使代金及び本新株予約権の行使状況により変動いたします。本ライツ・オフアリングによる当社の調達金額は、本新株予約権の全てが行使され、かつその全てが行使代金 500 円（出資価額は 485 円）でなされた場合に最大になり、その額は下記記載のとおりです。

①	払込金額の総額（円）	13,482,357,375
②	発行諸費用の概算額（円）	50,000,000
③	差引手取概算額（円）	13,432,357,375

(注) 1. 上記の払込金額の総額は、本新株予約権の出資価額の合計額であり、平成 30 年 1 月 18 日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として本新株予約権無償割当てにより割当てのあった全ての本新株予約権が行使代金 500 円（出資価額は 485 円）で行使されたと仮定した場合の金額です。

2. 発行諸費用の概算額は、平成 30 年 1 月 18 日時点の概算額です。

3. 発行諸費用の内訳

弁護士報酬及び証券代行諸費用等 5,000 万円

なお、当社は、受領した出資価額の合計額からは手数料を支払わず、行使代金と出資価額の差額が引受会社の手数料となるため、かかる手数料は発行諸費用には含まれておりません。引受会社の手数料に関する詳細につきましては、上記「1. 本ライツ・オフアリングの概要（2）新株予約権の内容等（11）行使請求の方法」をご参照ください。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

5. 出資価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は減少します。

(2) 調達資金の使途

	具体的な使途	金額	支出予定時期
①	ヘルスケア・リート事業展開の基盤強化のための投資	75 億円	平成 30 年 2 月 ～平成 31 年 3 月
②	エネルギー事業への事業投資	60 億円	平成 30 年 2 月 ～平成 31 年 3 月

本ライツ・オフアリングによって調達した資金は、当社グループの①ヘルスケア・リート事業展開の基盤強化のための投資、及び②エネルギー事業への事業投資として、それぞれ 75 億円及び 60 億円を充当する予定です。上記差引手取概算額の支出時期までの資金管理については、銀行預金により安定的に運用する予定です。

なお、本新株予約権の行使が当社の想定以上に行われなかったこと等により、本ライツ・オフアリングによる資金調達金額が上記記載の差引手取概算額よりも減少した場合においても、上記の資金使途への充当の予定を変更するのではなく、金融機関からの追加の借入などにより対応した上で、原則的には上記の資金使途への充当を遂行する予定であります。

① ヘルスケア・リート事業展開の基盤強化のための投資

上記「3.（1）資金調達の目的」に記載したとおり、当社グループは、中期経営計画において、①事業エリアの拡大、②顧客ターゲットの拡大及び③事業範囲の拡大を、当社グループの事業戦略と

して位置づけており、これらの事業戦略の具体的な展開として、CCRC 事業においてヘルスケア・リートを将来的に組成し上場させることを模索しております。

具体的には、当社グループが販売・管理するマンション等の近隣における提携医療施設、その他のヘルスケア施設を、新たに組成するヘルスケア・リートにより保有することを検討しております。そのための施策として、まず、当社グループにおいてヘルスケア施設に係る物件を建設又は取得し、リノベーション等を行った後、当該ヘルスケア・リートに売却し、売却による利益を得るとともに、当社グループにおいて設立する資産運用会社が当該ヘルスケア施設に係る物件の資産管理を受託し、運用報酬を得ること等により、当社グループの収益の安定性を向上することを意図しております。

かかる施策のため、当社は、ヘルスケア施設に係る物件の取得のために、平成 30 年 2 月から平成 31 年 3 月までの間に 75 億円を充当する予定です。

② エネルギー事業への事業投資

上記の事業戦略の具体的な展開として、当社グループは、その他事業においてエネルギー事業への投資を通じてストックビジネスを強化することで、事業範囲の拡大を図ることを目指しております。具体的には、当社グループが既に行っているメガソーラー発電事業に係る投資を更に強化するとともに、新たにバイオマス発電事業分野への参入を行うことで、発電事業に係る投資を強化することを検討しております。

かかる施策のため、当社は、バイオマス発電設備の取得のために、平成 30 年 2 月から平成 31 年 3 月までの間に 60 億円を充当する予定です。なお、当社は本日付で神栖バイオマス発電施設 I 及び発電施設 II の取得（匿名組合持分の取得）について当社取締役会で決定しており、当該物件の取得のために平成 30 年 3 月までの間におよそ 18 億円を充当する予定です。詳細については本日公表の「バイオマス発電事業に係る匿名組合出資持分の取得に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、取得した物件については、当社グループで設備の建設等を行ったうえで（個々の物件について、設備の建設等に要する期間は約 1 年 6 ヶ月を見込んでいます。）、上場インフラファンドその他の投資家に売却し、かつ当該設備の運用又は管理業務等のフィービジネスを当社グループで行うことを検討しており、このような売却益の計上を通じて当社グループの経営成績に貢献するものと考えております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金について、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載した使途に充当することを予定しております。当社は、本ライツ・オフリングを実行することにより当社グループの今後の成長へ向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大に寄与するものと考えており、当該資金の使途には合理性があると判断しています。

6. 発行条件等の合理性

(1) 権利行使に係る価額及びその算定根拠等

① 一般投資家の権利行使に係る価額及びその算定根拠等

一般投資家が当社普通株式 1 株を取得するための本新株予約権 1 個当たりの行使代金につきましては、500 円と設定しております（行使代金と出資価額の差額である 15 円が本新株予約権 1 個当たりにつき引受会社に対して支払われる手数料となります。）。行使代金 500 円は、本新株予約権の発行決

議日の前営業日である平成30年1月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準とした場合のディスカウント率は59.8%となりますが、本新株予約権は新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるものであり、割当てを受ける株主が本新株予約権の行使代金の設定により直接経済的利益を受け又は経済的損失を被るということはないことから、行使代金は、基本的には調達金額と割当比率（当社の各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数と本新株予約権1個当たりの目的となる株式数の比率）を踏まえて決定されたものです。すなわち、割当比率については1：1：1（当社の各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数は1個、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株）とした上で、本新株予約権の行使により発行される予定の株式の数及び本新株予約権の行使の可能性（本新株予約権が行使されやすいよう、時価を下回る行使代金を設定しております。）、引受会社に対して支払われる手数料、当社普通株式の流動性、当社の財政状態等を総合的に勘案しつつ、上記「4.（2）調達資金の使途」に記載の今後の資金使途の為に必要な金額を調達できる金額として決定されたものです。

ライツ・オフリングのコミットメントに係る手数料について、発行会社がコミットメントを行う特定の証券会社に支払う方法で行われた場合には、引受手数料が発行会社の費用として計上されるため、発行会社の経営指標である経常利益や1株当たり当期純利益等に影響を与えることになります。一方、公募増資では、証券会社は一般投資家の購入価格である発行価格で募集を行い、発行会社には手数料相当額を差し引いた発行価額が払い込まれるのが一般的であり、この場合、発行会社は引受手数料を費用計上しません。このように、発行会社がコミットメントを行う特定の証券会社に手数料を支払う方法で行われるライツ・オフリングと公募増資は、株式の発行による資本調達という経済的効果は同じながら、発行会社における手数料の会計処理が異なることから、投資家にとって財務指標等の比較が困難になる可能性があります。

今回、当社が採用する方式の場合には、投資家の支払う「行使代金」は「出資価額」に「引受手数料」を加えた金額となり、引受手数料が発行会社の費用として計上されないため、上記のような会計処理の違いを回避することができます。

② 引受会社の権利行使に係る価額及びその算定根拠等

当社は、引受会社との間で、株主の皆様が行使を行わなかった本新株予約権については、当社が取得条項に基づき取得した上で、そのうち5,559,735個（但し、取得本新株予約権数が5,559,735個以下の場合には、取得本新株予約権数とします。）について、原則として引受会社に譲渡し、引受会社が当該本新株予約権を全て行使することを内容とするコミットメント契約を締結しており、かかる引受会社による本新株予約権の行使により当社の必要資金が一定の範囲で確保されるスキームとなっております。なお、引受会社も本新株予約権1個を行使するにあたっては、手数料を含めた500円を支払います（但し、平成30年3月19日（但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が555円を下回る場合には、平成30年3月20日以降、当該終値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。）を行使代金として支払います。）。

かかる行使代金について、今回、当社が採用する手数料の方式の場合に、公募増資との会計処理の違いを回避することができるという点は、上記「① 一般投資家の権利行使に係る価額及びその算定根拠等」で述べたところと同様です。

なお、引受会社の権利行使に係る行使代金は、上記のとおり、平成 30 年 3 月 19 日（但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 555 円を下回る場合には、平成 30 年 3 月 20 日以降、当該終値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切上げます。）に修正されます。また、かかる修正条項には、下限行使代金の設定はありません。そのため、仮に引受会社による本新株予約権の取得までに当社普通株式の市場価格が著しく下落した場合には、引受会社による本新株予約権の行使代金が低く修正されることとなり、そのような低い行使代金で引受会社による権利行使が行われることにより、①既存株主様は希薄化の影響を受け、また、②実際の資金調達額が当初の予定よりも低くなる可能性があります。

しかしながら、①引受会社による権利行使が行われる本新株予約権の数は発行新株予約権総数 27,798,675 個の 20%に相当する 5,559,735 個）が上限であって、それを超えて上記のような低い行使代金での権利行使が行われるものではなく、希薄化について一定の歯止めがかけられています。また、②そのような場合であっても、上記で述べた事業投資のための資金調達を行うことで、当社グループの今後の成長に向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大に寄与するものと考えております。さらに、行使代金の修正条項を付すことは、引受会社のリスク及び引受手数料等の発行条件全体を適正なものとするに資するものです。

以上より、本新株予約権に行使代金の修正条項を付していることは妥当であるものと考えております。

（2）取得条項及びその対価等

① 取得条項及びその対価

上記「1.（2）新株予約権の内容等」に記載のとおり、本新株予約権には取得事由が定められており、当社は、平成 30 年 3 月 19 日に、交付財産と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を取得します。交付財産は、本新株予約権 1 個当たり 1 円としますが、平成 30 年 3 月 16 日の VWAP 価格（同日に VWAP 価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日 VWAP 価格）から行使代金である 500 円を差し引いた金額が負の数値である場合は、0 円とします。

交付財産を本新株予約権 1 個当たり 1 円（但し、平成 30 年 3 月 16 日の VWAP 価格によっては、交付財産が 0 円となる可能性があります。）とした場合、権利行使期間内に本新株予約権の行使や売却を行わなかった既存の株主様は 1 株当たりの経済的価値の希薄化により被る経済的不利益の一部を補うことができない可能性があります。ノンコミットメント型ライツ・オフリングにおいては、権利行使期間内に新株予約権が行使されない場合には当該期間の満了により新株予約権が消滅してしまうことや、本新株予約権の発行から一般投資家権利行使期間の末日である平成 30 年 3 月 15 日まで十分な期間が設けられており、既存の株主様には本新株予約権の行使又は売却により 1 株当たりの経済的価値の希薄化により被る経済的不利益を軽減する機会が付与されていることに照らしますと、コミットメント型ライツ・オフリングである本ライツ・オフリングにおいて、当社による取得時の本新株予約権の市場価格相当の対価を支払う必要は必ずしもないものと考えております。当社といたしましては、本書及び本日公表の「一部コミットメント型ライツ・オフリング（Q&A）」において、当社による本新株予約権の取得及び取得に係る交付財産についての情報提供が既存の株主様にされることで、本ライツ・オフリングにおけるお取引の選択肢についてご理解いただけるものと考えております（詳細は、下記「11.（1）各株主様のお取引について」をご参照ください。）。

それと同時に、交付財産の決定にあたりましては、以下のとおり、コミットメント型ライツ・オフアリングの長所を阻害しないように配慮しております。

すなわち、コミットメント型ライツ・オフアリングでは、新株予約権の割当てを受けた既存の株主様が新株予約権の行使を望まない場合には、当該新株予約権を市場取引等により売却することで、既存の株主様以外の投資家にも新株予約権を取得し行使する機会を与えることができます。しかしながら、交付財産の価値と新株予約権の市場価格との乖離が小さい場合には、新株予約権者が新株予約権の行使又は売却を行う動機を減退させ、ひいては既存の株主様以外の投資家が新株予約権を取得し行使する機会を奪うこととなります。過去のノン・コミットメント型ライツ・オフアリングにおいて、新株予約権の理論価格に比べ、新株予約権の市場価格が一定程度割安に推移した事例があることを考えますと、理論価格からのディスカウント率が小さい金額を交付財産として設定した場合には、新株予約権を売却せず、あえて取得条項による交付財産の交付を選択する既存の株主様が増える可能性があります。また、行使されなかった新株予約権が増える可能性が高まることによって、引受会社がコミットメント契約に基づき当社から取得し行使することとなる本新株予約権の数がコミットメント上限数となる可能性が高まり、よって未行使分の新株予約権を取得しこれを行使する引受会社のリスクが増加し、ひいては引受手数料その他の条件について当社にとって不利な発行条件の設定につながる懸念されます。かかるマイナスの影響を回避するためには、本件においても、当社による本新株予約権の取得の際に交付される財産の金額と本新株予約権の理論価値との間に相当程度の差異を設けることが必要となります。

これらの事情を考慮し、本件においては、交付財産が1円又は0円となるような設計を採用しております。なお、下記②に記載のとおり、当社は、取得した本新株予約権を交付財産と同一の価格で引受会社に譲渡する予定であるため、交付財産の支払いは当社の企業価値を損ねるものではないと判断しております。

② 取得した本新株予約権の引受会社への譲渡

本件は一部コミットメント型ライツ・オフアリングであり、コミットメント契約として、一定期間内に行使されなかった本新株予約権について、その一部を上限として引受会社が引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結しています。すなわち、当社が取得条項に基づき取得した未行使の本新株予約権については、原則として、そのうち 5,559,735 個（但し、取得本新株予約権数が 5,559,735 個以下の場合には、取得本新株予約権数とします。）を引受会社に譲渡し、引受会社は、平成 30 年 3 月 20 日から平成 30 年 3 月 22 日までの間に、当社から譲り受けた本新株予約権を全て行使する予定です。引受会社への本新株予約権 1 個当たりの譲渡価格（以下「譲渡価格」といいます。）は、本新株予約権 1 個当たりの交付財産と同一の価格となります。なお、一般投資家の権利行使価格を引受証券会社の行使代金が下回る場合も有り得るところ、譲渡価格と交付財産を同一の価格とした理由につきましては、譲渡価額を交付財産と同額に設定しない場合、本新株予約権を引受会社に譲渡する際に当社に売却益が生じることとなり、その結果、引受手数料が相対的に高くなることが想定されるため、譲渡価額と交付財産を同一の価格といたしました。

7. 既存株主等の動向

当社株主である株式会社ティ・エイチ・ワン（平成 29 年 9 月 30 日現在の株主名簿における持株比率において当社の発行済株式総数の 13.80%を保有）及び当社代表取締役社長である廣岡哲也（平成 29 年

9月30日現在の株主名簿における持株比率において当社の発行済株式総数の1.51%を保有)より、本新株予約権無償割当てによって割り当てられる全ての本新株予約権を平成30年3月15日までに行使することについて、引受会社との間で、平成30年1月19日付で覚書を締結した旨の報告を受けておりません。

なお、株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也は、一般投資家による本新株予約権の行使に大きな影響を与えることを避けるため、下記「11.(5)ロックアップについて」に記載のとおり、原則としてロックアップ期間中においては当社株式の売却を行わない旨を引受会社と合意しております(但し、平成30年2月1日から平成30年3月15日までの間における当社普通株式の売却又は譲渡(但し、平成30年2月1日から平成30年3月15日までの各日において、当該日に株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也が行う当社普通株式の売却又は譲渡、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得、その他の当社普通株式に係る取引の全てが終了した時点で、株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也の保有する当社普通株式の合計数(なお、株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也がそれぞれ引受会社の間で本新株予約権無償割当てとの関係で締結する株券消費貸借契約に基づき、引受会社に対して当社普通株式を貸付けている場合には、当該貸付けに係る当社普通株式の数は、株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也の保有する当社普通株式の合計数に算入するものとします。)が3,333,600株を下回ることがない範囲での売却又は譲渡に限ります。)等を除きます。)

8. 行使状況の公表方法

本新株予約権の行使期間内における一般投資家の行使状況及びその時点における発行済株式総数の公表につきましては、①平成30年2月2日までの行使状況及び平成30年2月2日現在の発行済株式総数を平成30年2月7日に、②平成30年2月16日までの行使状況及び平成30年2月16日現在の発行済株式総数を平成30年2月21日に、③平成30年3月2日までの行使状況及び平成30年3月2日現在の発行済株式総数を平成30年3月7日に、④平成30年3月15日までの行使状況及び平成30年3月15日現在の発行済株式総数を平成30年3月19日に、それぞれ公表する予定であります。なお、権利行使期間中における行使状況につきましては、上記以外にも必要に応じて公表することがあります。

これとは別に、当社が取得した本新株予約権を引受会社に譲渡したとき(譲渡日は平成30年3月19日の予定)には、その内容を速やかに公表いたします。

9. 増資の合理性に係る評価手続きの内容

本ライツ・オファリングによる増資の合理性に係る評価手続きとして、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第2号に基づき、取引参加者である引受会社による増資の合理性に係る審査を実施いたしました。引受会社は、当社が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、本ライツ・オファリングが資本市場における資金調達としてふさわしいか否か及び当社の情報開示が適切に行われているか否か等の観点から、東京証券取引所の定める取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則第11条の掲げる事項を含む所定の事項についての厳正な審査を行い、その結果、本ライツ・オファリングによる増資は合理的であると判断しています。

10. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「4.(2)調達資金の使途」に記載の資金使途に充当することにより、当社グループの今後の成長へ向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大に寄与するものと考えてお

りますが、具体的な影響については未定です。

11. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(1) 各株主様のお取引について

本新株予約権が割り当てられた各株主様におかれましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得若しくは東京証券取引所等を通じた本新株予約権の売却、又は取得条項に基づき当社による新株予約権の取得に係る交付金の受領のいずれかの方法をとることが可能となっております。具体的な手続につきましては、本日公表の「一部コミットメント型ライツ・オファリング（Q&A）」をご参照ください。なお、上記「1.（2）新株予約権の内容等」記載のとおり、当社が取得条項に基づき平成30年3月19日において残存する本新株予約権の全部を取得する際の交付財産は、本新株予約権1個当たり、1円（但し、平成30年3月16日のVWAP価格によっては、交付財産が0円となる可能性があります。）であり、交付財産の価格が本新株予約権の市場価格を大幅に下回ることが想定されますので、この点、株主様におかれましては、十分にご留意いただく必要があります。

(2) 本新株予約権の買付け希望の株主様及び投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主様及び投資家様につきましては、まずは各自でお取引のある証券会社様までお問合わせください。お取引のある証券会社様で本新株予約権の買付けに係る取次業務を受け付けていない場合は、他の証券会社様に新たに口座を開設していただく必要があります。詳細につきましては、「一部コミットメント型ライツ・オファリング（Q&A）」をご参照ください。

(3) 当社が引受会社との間で締結したコミットメント契約の概要

当社は、引受会社との間で、平成30年1月19日付でコミットメント契約を締結しています。当社が取得条項に基づき取得した未行使の本新株予約権は、そのうち5,559,735個（但し、取得本新株予約権数が5,559,735個以下の場合には、取得本新株予約権数とします。）について、上記コミットメント契約に基づき、原則として、平成30年3月20日に引受会社に譲渡され、引受会社は、平成30年3月20日から平成30年3月22日までの間に、当社より取得した本新株予約権の全てを行使します。引受会社への本新株予約権1個当たり譲渡価格は、上記「1.（2）新株予約権の内容等」記載のとおり、本新株予約権1個当たりの交付財産と同一の価格とします。但し、コミットメント契約に定める義務に関して当社による重大な違反がある場合又は当社の財政状態に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等においては、引受会社による本新株予約権の譲受け及び行使が行われず、又はコミットメント契約が解除される場合があります。なお、引受会社は、コミットメント契約が解除される場合でも、手数料を引き続き受領することができ、受領した引受手数料を返還する義務を負いません。

(4) 外国居住株主の権利行使制限

米国に居住する株主（本書においては、1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味します。以下「米国居住株主」といいます。）につきましては、本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使を制限させていただくこととなります。これは、米国居住株主による本新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要があり得る米国当局に

対する登録等の手続に起因する当社の過剰な負担を回避する目的で行われるものですが、米国居住株主に対する当該制限については、株主平等の原則に抵触する可能性があることから、慎重に検討をいたしました。

かかる検討の結果、当社といたしましては、(i)米国居住株主による本新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要があり得る米国当局に対する登録等の手続に係るコストが極めて大きな負担となる一方で、(ii)本件においては、仮に米国居住株主による本新株予約権の行使を制限したとしても本新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主様も市場取引を通じて一定の経済的利益の獲得を図れることに鑑み、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。

(5) ロックアップについて

引受会社による本新株予約権の引受けに関連して、当社、当社株主である株式会社ティ・エイチ・ワン及び当社代表取締役社長である廣岡哲也は、引受会社に対し、それぞれ、平成30年1月19日(当日を含みます。)から平成30年9月18日(当日を含みます。)までの期間(以下「ロックアップ期間」といいます。)中、引受会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(但し、平成30年2月1日から平成30年3月15日までの間における当社普通株式の売却又は譲渡(但し、平成30年2月1日から平成30年3月15日までの各日において、当該日に株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也が行う当社普通株式の売却又は譲渡、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得、その他の当社普通株式に係る取引の全てが終了した時点で、株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也の保有する当社普通株式の合計数(なお、株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也がそれぞれ引受会社の間で本新株予約権無償割当てとの関係で締結する株券消費貸借契約に基づき、引受会社に対して当社普通株式を貸付けている場合には、当該貸付けに係る当社普通株式の数は、株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也の保有する当社普通株式の合計数に算入するものとします。)が3,333,600株を下回ることがない範囲での売却又は譲渡に限ります。)等を除きます。)を行わない旨を合意しております。なお、株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也からは、ロックアップ期間満了後も、引き続き当社普通株式の保有を継続する方針である旨、口頭で確認を行っております。

また、引受会社による本新株予約権の引受けに関連して、当社は引受会社に対し、ロックアップ期間中、引受会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(但し、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権又は普通株式を発行又は交付する場合及び本新株予約権無償割当てにより本新株予約権が発行される場合を除きます。)を行わない旨を合意しております。

(6) 株式貸借に関する契約

引受会社は、当社株主である株式会社ティ・エイチ・ワンとの間で、平成30年2月1日から平成30年3月27日までの期間において当社普通株式1,500,000株を借り受ける株式貸借契約を締結する予定です。多様な市場参加者の取引形態を用意することで本新株予約権の売買を活性化することを目的としており、売買の活性化が本新株予約権を付与した既存株主様に売却の機会を提供することにつながることで、本ライセンス・オフERINGが既存株主様の利益により資するものになると考えています。また、引受会社によれば、上記株式貸借契約の締結にかかわらず、平成30年3月19日の新株予約権

の取得に係る交付財産及び行使代金の決定以前は、コミットメント契約により引受会社が取得するポジションのリスクヘッジを目的とした当社普通株式の取引を行う予定はないとのことです。なお、本新株予約権の無償割当てに際して、株式貸借契約の対象株式に係る本新株予約権は、貸主である株式会社ティ・エイチ・ワンに対して割り当てられます。

(7) 現時点における発行済株式数、潜在株式数及び自己株式数（平成30年1月18日現在）並びに割当てによる潜在株式数

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	31,555,600株	100%
現時点の潜在株式数	3,135,500株	9.9%
現時点の自己株式数	3,756,925株	11.9%
本新株予約権に係る潜在株式数	27,798,675株	88.1%

12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
連結売上高（千円）	40,033,252	35,943,281	52,726,213
連結営業利益（千円）	4,782,600	3,184,335	5,590,281
連結経常利益（千円）	4,464,667	2,811,664	5,325,086
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	3,079,059	1,835,586	3,357,976
1株当たり連結当期純利益（円）	99.70	61.72	121.70
1株当たり配当金（円）	14.00	14.00	24.00
1株当たり連結純資産（円）	713.40	777.59	886.19

(注) 「連結売上高」、「連結営業利益」、「連結経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」については、千円未満は切捨てております。

(2) 最近の株価の状況

① 過去3年間の状況（期末）

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始値	603円	608円	498円
高値	648円	685円	675円
安値	449円	415円	477円
終値	605円	503円	638円

② 最近6ヶ月の状況

	平成29年 8月	平成29年 9月	平成29年 10月	平成29年 11月	平成29年 12月	平成30年 1月
始値	1,101円	1,012円	1,159円	1,080円	1,178円	1,330円
高値	1,125円	1,248円	1,166円	1,224円	1,362円	1,330円
安値	971円	948円	1,031円	962円	1,149円	1,226円
終値	1,002円	1,171円	1,072円	1,178円	1,317円	1,244円

(注) 平成30年1月の状況につきましては、平成30年1月18日までの状況を表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 30 年 1 月 18 日
始 値	1,246 円
高 値	1,253 円
安 値	1,236 円
終 値	1,244 円

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による自己株式処分

処 分 期 日	平成 28 年 8 月 26 日
調 達 資 金 の 額	179,999,875 円 (差引手取概算額)
処 分 価 額	1 株につき金 545 円
処分時における発行済株式総数	31,555,600 株
処 分 株 式 数	330,275 株
処 分 先	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)
処分時における当初の資金使途	諸費用支払い等の運転資金
処分時における支出予定時期	平成 28 年 8 月 26 日以降
現時点における充当状況	役員向け株式給付信託に充当

13. 発行要項

後記「発行要項」をご参照ください。

以上

ご注意：

この文書（参考書面を含みます。）は、当社の第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権の行使、売買その他の投資判断につきましては、本書及び平成 30 年 1 月 19 日付提出の有価証券届出書（URL：<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主又は投資家の皆様個人の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。本書には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を構成するものではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933 年米国証券法を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

【ご参考】

第2回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社フージャースホールディングス第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の割当ての方法

会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、平成30年1月31日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

3. 本新株予約権の総数

株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。

4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日

平成30年2月1日

5. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「出資価額」という。）は、本新株予約権1個当たり485円とする。但し、平成30年3月19日（但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値が555円を下回る場合に、下記第9項第(1)号に定める行使代金の修正がされた場合には、行使代金に0.97を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。

(3) 本新株予約権の行使期間

平成30年2月1日から平成30年3月15日まで及び平成30年3月20日から平成30年3月22日までとする。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。

(5) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得事由

当社は、平成30年3月19日に、交付財産（以下に定義する。）と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を取得するものとする。

「交付財産」は、本新株予約権1個当たり1円とするが、平成30年3月16日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）（同日にVWAP価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日のVWAP価格）から下記第9項第(1)号に定める行使代金である500円を差し引いた金額が負の数値である場合は、0円とする。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

7. 本新株予約権の行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社証券代行部

8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 赤坂支店

9. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び行使代金の支払いを行う。行使代金は、本新株予約権1個当たり500円（但し、平成30年3月19日（但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とする。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が555円を下回る場合には、平成30年3月20日以降、当該終値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。）に修正される。）とし、そのうち出資価額（本新株予約権1個当たり485円。但し、行使代金の修正がされた場合には、行使代金に0.97を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。）が本新株予約権の行使に際しての払込みに充当されるものとする。

(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

10. 米国居住株主による本新株予約権の行使について

米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米

国証券法 (U.S. Securities Act of 1933) ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。

11. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

12. その他

- (1) 本新株予約権の行使に際しては、当社普通株式を新規に発行するものとし、自己株式は使用しないものとする。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とする。
- (3) 上記に定めるものの他、本新株予約権の発行に関し、必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。

以 上